

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 岡藤内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☒ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県下松市大字西豊井字所田 741 番地 9

(3) 設立認可年月日 平成 6 年 3 月 24 日

(4) 設立登記年月日 平成 6 年 4 月 13 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	岡藤内科医院	山口県下松市大字西豊井字所田 741 番地 9	なし

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務） 該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務） 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 25 日 令和 6 年度決算の決定

” 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

” 同 上 借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 岡藤内科医院
所在地 下松市大字西豊井字所田741番地9

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	13,608 千円
2. 負 債 額	23,350 千円
3. 純 資 産 額	△ 9,741 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,502
B 固 定 資 産	1,106
C 資 産 合 計 (A + B)	13,608
D 負 債 合 計	23,350
E 純 資 産 (C - D)	△ 9,741

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 岡藤内科医院
所在地 下松市大字西豊井字所田741番地9

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,502	I 流 動 負 債	3,598
II 固 定 資 産	1,106	II 固 定 負 債	19,751
1 有 形 固 定 資 産	1,106	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	23,350
3 そ の 他 の 資 産	0	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 19,741
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 9,741
資 産 合 計	13,608	負債・純資産合計	13,608

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 岡藤内科医院
所在地 下松市大字西豊井字所田741番地9

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	53,704
2 事業費用	66,254
本来業務事業損失	△ 12,549
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 12,549
II 事業外収益	373
III 事業外費用	810
経常損失	△ 12,985
IV 特別利益	18,999
V 特別損失	2,000
税引前当期純利益	4,014
法人税等	71
当期純利益	3,943

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 岡藤内科医院
理事長 國井達雄 殿

私（注 1）は、医療法人岡藤内科医院の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 25 日

医療法人 岡藤内科医院
監事 徳重 修司

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。